特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第６号

釧路市入舟６丁目３番25号
清算株式会社　ケーエフ株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
各協定債権者は、本協定案の認可決定の確定日をもって、清算株式会社ケーエフ株式会社（以下「清算会社」という）に対し各協定債権額全額について免除する。
2　追加弁済
第１項による協定債権全額免除後、新たに清算会社の財産が発見され、これを清算会社が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した後も残額が生じた場合は、清算会社は、各協定債権者の協定債権の金額に基づき按分計算によって算定した額を各協定債権者に対して弁済する。この場合、前記弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は失われるものとする。

以上
釧路地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２８年（再）第２号

愛知県半田市花園町４丁目３番地の１
再生債務者　青木　隆幸
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月23日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年４月13日から平成28年４月20日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第３号

京都市右京区京北周山町下台20番地
再生債務者　羽田酒造有限会社
1　決議に付する再生計画案　平成27年12月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成28年４月18日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成28年４月11日

平成28年２月22日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第２号

埼玉県上尾市大字平方4280番地１
再生債務者　株式会社交設
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成28年２月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再）第３号

茨城県古河市下辺見2586番地
再生債務者　大進興業株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成28年２月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再）第４号

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1873番地３
再生債務者　ロードセイフティ工業株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成28年２月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３号

栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち２丁目18番18号
再生債務者　高木　竜也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後０時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月29日から平成28年４月６日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第５号

埼玉県狭山市大字東三ツ木344番地の３
ヴェルハウスＡ－102
再生債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月29日から平成28年４月８日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第２号

北海道小樽市新光４丁目22番14号
再生債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月６日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第６１号

埼玉県三郷市鷹野１丁目438番地９
再生債務者　永松　　実
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月６日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第１号

埼玉県越谷市大字袋山587番地３
再生債務者　三瓶　守夫
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月６日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１１０号

埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目23番28号
ガーデンヒルズＡ103
再生債務者　石原　浩行
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第７号

埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の26　ガストハウスイースト１Ａ
再生債務者　秋山光智子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１０号

埼玉県川越市大字上戸315番地217
再生債務者　落合　秀之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第５号

相模原市南区麻溝台２丁目２番８号　サンシティ　Ｉ　103
再生債務者　高橋　壯一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月６日まで

横浜地方裁判所相模原支部